

平成22年1月25日
加古川市南農業協同組合

金融円滑化に向けた取組みについて

加古川市南農業協同組合（代表理事組合長 松本 捷利）は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、下記のとおり、金融円滑化にかかる取組みの基本的方針（別添）を制定し、取組み体制を強化いたしました。

当組合では、この方針に基づきまして、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

記

1. 金融円滑化にかかる基本的方針（別添）

2. 金融円滑化にかかるご相談・苦情窓口のご案内

以下の本支所の融資担当者が、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

ご 相 談 窓 口 （店舗窓口での受付時間：9時～15時）

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本 所	加古川市野口町野口38-5	金融共済部 審査管理課	079-421-3738
野口支所	加古川市野口町野口55-1	融資担当	079-423-5121
北野支所	加古川市野口町北野1154-6	融資担当	079-426-5557
平岡支所	加古川市平岡町西谷206	融資担当	079-424-0151
土山支所	加古川市平岡町土山1146-3	融資担当	078-942-1138
尾上支所	加古川市尾上町長田205-1	融資担当	079-421-3312
別府支所	加古川市別府町石町77	融資担当	079-435-1019

（お電話での受付時間：9時～17時）

貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、本所金融共済部金融業務課にてお受けいたします。<ご意見・苦情受付窓口 TEL 079-421-5783>

以 上

(別添)

金融円滑化にかかる基本的方針

加古川市南農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

(2) 当組合は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

(1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性以及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成22年1月25日から施行する。